令和6年度 兵庫県立学校教育用端末貸与のご案内

令和4年度入学生より、学校が推奨する仕様の端末(タブレットやパソコンなど)を 各自に用意していただき、日々の教育活動へ活用するとともに、家庭でも自身の端末を 使って自由に学べる環境づくりを進めています。

合わせて一定の要件を満たす世帯に対して購入費等の負担を軽減することを目的と した、端末の貸与制度が設けられています。

1 貸与端末について

- ○貸与に係る費用は無償です。
- ○本制度において貸与されるのは、教育用端末本体です。
- ○学習活動以外に使用することは認められません。
- ○利用者の故意又は重大な過失によって盗難・破損等の事故による損害が生じた場合 は、利用者の弁償となります。
- 〇貸与期間は、貸与を受けた日から卒業認定日前3ヶ月以内で学校長が定める日までです。
- 〇県立学校以外の場所での通信費等は家庭でご負担いただきます。 (※高校生等奨学給付金受給対象者(非課税世帯)については、給付額に通信費相当額が含まれています。)
- 〇特別支援学校高等部に通う生徒については、特別支援教育就学奨励費において、ICT機器加算があり、端末等の購入に活用することが可能です。
- ○その他、別紙の遵守事項をよくご確認ください。

2 申請できる方

県立学校(高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部)に在籍する生徒のうち、 以下のいずれかに該当する方

- 生活保護(生業扶助)受給世帯【貸与を受けようとする時点】
- ◆ 令和4年分保護者等全員の道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額が非課税の世帯
- その他、特別な事情により学校長が貸与妥当と認める者 ※令和5年中に家計急変があった家庭など、学校へご確認ください。 ※定時制高等学校教科書給与事業の対象者。

3 申請手続き

【提出書類】

- •県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式)
- ・添付書類 ※世帯状況によって異なりますので、チェックリストをご確認ください。

【提出期限】 令和6年4月26日(金)

【提出先】 県立宝塚高等学校 担当 平井

【問合せ先】

県立宝塚高等学校 担当 平井 TEL:0797-71-0345(自動応答 6)

^{*}兵庫県高等学校教育振興会では、奨学資金貸与申込者に対して端末購入費の加算をする制度が設けられており、上記端末貸与の要件に満たない場合でも、奨学資金を受けられる可能性があります。(奨学資金は返還が必要です。) 詳細は、兵庫県高等学校教育振興会(TEL.078-361-6640)へお問い合わせください。

県立学校教育用端末貸与申請書

令和 年 月 日

兵庫県教育委員会事務局教育企画課長 様

県立学校教育用端末貸与規程第5条の規定により、県立学校教育用端末等の貸与を申請します。 貸与を受けた場合は、別紙「県立学校教育用端末貸与に係る遵守事項」を遵守します。

1 由請者

' ' ' '	
申 請 者 (保護者等)	ふりがな名 前※署名は本人が行うこと
学 校 名	兵庫県立宝塚高等学校
利 用 者 (生徒)	
住所	〒 −
電話番号	

2. 添付書類

以下のとおり、書類を添付します。

(該当する□のいずれかに ✓を入れ、必要書類を添付してください。)

□ 貸与を受けようとする時点で生活保護(昭和 25 年法律第 144 号)第 36 条の規定による 生業扶助を受給している。

[添付書類] 生業扶助(高等学校等就学費) 受給証明書(様式6) または、福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書

□ 保護者等全員の令和4年分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である。

〔添付書類〕保護者等全員の所得課税証明書

(提出される保護者等の名前・生徒との続柄を以下に記入してください。)

名前	続柄	名前	続柄

その他	(以下に理由を記入してください。)

※定時制高等学校教科書給与事業の対象者は、「その他」欄にその旨を記載してください。 ※場合によっては、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

3. 確認事項 (次の事項を確認の上、□に**√**を記入してください。)

□ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。

学校記入欄

端	末管理番号	受付年月日	確認	返却年月日	確認

県立学校教育用端末貸与申請 提出書類チェックリスト

- ①該当する世帯状況いずれかの口に**/**を記入し、提出書類を確認してください。 ②提出期限(4月26日)までに事務室 平井へ提出してください。

(1)生業扶助受給世帯

世帯状況	チェック欄	提出書類
貸与を受けようとする時点で、生活保護法(昭和25年法 律第144条)第36条の規定による生業扶助が措置されてい る。		・県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式)・生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式6)または、福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書

(2) 直府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)の世帯				
	世帯状況	チェック欄	提出書類	
親権者がいる	親権者が2名である。(両親)		・県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式) ・親権者2名の課税証明書等	
	親権者が1名である。(離婚、死別等) ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児 童福祉施設の長である場合を除く		• 周立学校教育用端主管与由語書(第 1 早样学)	
	親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 ※上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合		・県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式)・親権者1名の課税証明書等	
親権者がいない	未成年後見人が選任されている。 ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。		・県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式) ・未成年後見人の課税証明書等(全員分)	
	未成年後見人が選任されておらず、生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)が存在する。		・県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式) ・主たる生計維持者の課税証明書等	
	未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒 本人が成人に達している。		・県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式) ・生徒本人の課税証明書等	
その他	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人 又は主たる生計維持者の存在しない場合)である が、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得 割を課されるだけの収入を得ていない。		· 県立学校教育用端末貸与申請書(第 1 号様式)	

(注意事項) 課税証明書等は、令和4年分のものを提出してください。

家計急変用

県立学校教育用端末貸与申請 提出書類チェックリスト

- ①該当する世帯状況いずれかの口にくを記入し、提出書類を確認してください。
- ②提出期限(4月26日)までに平井へ提出してください。

世帯状況		チェック欄	提出書類	
親権者がいる	親権者が2名である。(両親)		 ・県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式) ・親権者2名の課税証明書等 ・家計急変についての申立書(様式7) ・親権者2名の家計急変後の収入状況確認書類(離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等) 	
	親権者が1名である。(離婚、死別等)※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く		 ・県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式) ・親権者1名の課税証明書等 ・家計急変についての申立書(様式7) ・親権者1名の家計急変後の収入状況確認書類(離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等) 	
	親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 ※上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合			
	未成年後見人が選任されている。 ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。		 ・県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式) ・未成年後見人の課税証明書等(全員分) ・家計急変についての申立書(様式7) ・未成年後見人の家計急変後の収入状況確認書類(全員分)(離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等) 	
	未成年後見人が選任されておらず、生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者)が存在する。		 ・県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式) ・主たる生計維持者の課税証明書等 ・家計急変についての申立書(様式7) ・主たる生計維持者の家計急変後の収入状況確認書類(離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等) 	
	未成年後見人、主たる生計維持者が存在せ ず、生徒本人が成人に達している。		 ・県立学校教育用端末貸与申請書(第1号様式) ・生徒本人の課税証明書等 ・家計急変についての申立書(様式7) ・生徒本人の家計急変後の収入状況確認書類(離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等) 	

(注意事項) 課税証明書等は、令和4年分のものを提出してください。